

令和7年度船橋市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民が自転車を利用する際のヘルメット着用の普及を図り、自転車利用中の交通事故の被害軽減を目的として、自転車乗車用ヘルメットを購入する市民の負担を軽減するため、予算の範囲内において船橋市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 自転車乗車用ヘルメット 次のいずれかの安全基準を満たすヘルメット（自転車乗車時に着用し、頭部を保護する目的で製造されたものをいう。）で令和7年4月1日以降に購入し、かつ、購入費用が税込2,000円以上のものであって、補助金の対象となるものをいう。

ア 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク

イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク

ウ 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したCEマーク

エ ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したGSマーク

オ 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したCPSCマーク

カ その他アからオまでに類する認証等を受けたマーク等が付されたもので、市長が認めるもの

(2) 申請者 令和7年度船橋市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付申請書（第1号様式）の提出日において、本市の住民基本台帳に記録されている者で、補助金の申請を行い交付を受けようとする者をいう。

(3) 利用者 令和7年度船橋市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付申請書（第1号様式）の提出日において、本市の住民基本台帳に記録されている者で、自転車乗車用ヘルメットを利用する者をいう。

(補助金の額等)

第3条 補助金の額は、自転車乗車用ヘルメット1個につき2,000円とする。

2 補助金の交付は、利用者1人につき自転車乗車用ヘルメット1個を限度とする。また、令和6年度において、交付を受けた利用者については対象外とする。

(交付の申請等)

第4条 申請者は、令和7年度船橋市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類の写しを添えて、市長に申請しなければならない。また、振込先口座名義は申請者名義のものに限る。ただし、利用者が未成年（申請時に18歳未満）の場合にあっては、18歳以上の者を申請者としなければならない。

(1) 申請者及び利用者の氏名、住所及び生年月日が確認できる公的機関が発行した書類（有効期限内のものに限る）

(2) 領収書等の購入日及び購入金額が確認できる書類

(3) 自転車乗車用ヘルメットの安全基準の認証が確認できる書類

(4) 申請者の振込先金融機関名、支店名(支店番号)、口座番号、名義が確認できる書類

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その旨を令和7年度船橋市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付可否決定通知書(第2号様式)により、申請者に通知する。

(申請受付期間)

第6条 申請受付期間は、令和7年5月1日から令和8年2月20日までとする。ただし、申請受付期間内であっても申請受付を終了することがある。

(交付決定の取消し)

第7条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を令和7年度船橋市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付決定取消通知書(第3号様式)により取消しを通知し、又は既に交付した補助金の返還を令和7年度船橋市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金返還命令書(第4号様式)により命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

第1号様式

令和7年度船橋市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付申請書

船橋市長 あて

令和7年度船橋市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。
※ヘルメット利用者が未成年（申請時に18歳未満）の場合は、18歳以上の方が申請してください。

申請者 (振込先口座名義人)	住所	〒 ー		申請日	令和 年 月 日	
		船橋市				
	フリガナ					
	氏名					
	生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦		年	月 日	
	電話番号	*日中ご連絡が取れる電話番号				
	メールアドレス	申請内容に不備等があった場合にご連絡します。				
振込先口座 ※申請者名義のものに限る						
<input type="checkbox"/>	銀行 金庫 組合 農協	支店 店 出張所	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	金融機関コード	店番号	口座番号
口座名義 (カタカナ)						
<input type="checkbox"/>	ゆうちょ銀行		通常	金融機関コード 9 9 0 0	店番	口座番号
口座名義 (カタカナ)						
ヘルメット 利用者	こちらは、ヘルメット利用者が <input checked="" type="checkbox"/> 申請者と異なる場合 もしくは、ヘルメット利用者が未成年（申請時に18歳未満）の場合 に記入					
	<input type="checkbox"/> 申請者本人	住所	〒 ー		船橋市	
	<input type="checkbox"/> 申請者と異なる	フリガナ				
		氏名				
	生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 <input type="checkbox"/> 西暦		年 月 日		
購入 内容	購入日	令和 年 月 日			安全基準	下記のいずれかにチェックをしてください。 <input type="checkbox"/> SG <input type="checkbox"/> JCF <input type="checkbox"/> CE (EN1078) <input type="checkbox"/> GS <input type="checkbox"/> CPSC1203
	購入金額	(購入金額税込 2,000円以上対象) (税込) 円				
	購入方法	<input type="checkbox"/> 店頭 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> インターネット (通販等含む)				

※裏面にも記入事項があります。

- 下記の内容をお読みいただき、
チェック欄に☑をお願いします。

誓約書及び同意事項
1 『令和7年度船橋市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱』に定める要件を満たしています。 2 申請内容に虚偽はありません。 3 令和6年度を含み、過去に同一利用者で本補助金の申請をしておりません。 4 補助を受けたヘルメットの譲渡はしません。 5 審査のために住民基本台帳等の確認を行うことや資料提供を他機関等に求めることに同意します。 6 船橋市暴力団排除条例に規定する暴力団員ではありません。
<input type="checkbox"/> 私は、上記の事項に誓約・同意します。また、これに反した場合は、補助金交付決定が取り消され補助金を返還することを誓約します。

- 下記の内容をお読みいただき、
チェック欄に☑をお願いします。

申請に必要な書類（全て写しで可）
1 申請者、利用者の氏名、住所、生年月日が確認できる公的機関が発行したもの（有効期限内のものに限る） 例：マイナンバーカード（表のみ）、運転免許証（住所、氏名変更等がわかるようにコピー） 2 購入日、購入金額がわかるもの 例：領収書、レシート 3 ヘルメットの安全基準の認証が確認できるもの 例：保証書、ヘルメットの安全基準の認証が確認できる安全基準マーク部分の写真（販売サイト説明文の画面コピーは不可） 4 申請者の振込先金融機関名、支店名（支店番号）、口座番号・口座名義人名が確認できるもの（申請者名義のものに限る） 例：通帳・キャッシュカード ゆうちょ銀行通帳は見開き2,3ページ目コピー
<input type="checkbox"/> 申請書と併せて上記4点の書類を添付しました。

- 下記の内容をお読みいただき、ご理解いただけましたら、チェック欄に☑をお願いします。
～ちばサイクルール～

自転車に乗る前のルール	自転車に乗るときのルール
<ul style="list-style-type: none"> ・自転車保険に入ろう 万が一の事故に備えて、自転車損害賠償保険等に加入しましょう。 ・点検整備をしよう タイヤの空気圧やブレーキ・ライトなどの点検・整備をしましょう。 ・反射器材を付けよう 車体の前後だけではなく、側面にも反射器材を取り付けて、道路横断時に車から発見されやすくしましょう。 ・ヘルメットをかぶろう 自転車に乗るときは、ヘルメットを着用しましょう。 【道路交通法で着用が努力義務となりました。（令和5年4月1日）】 ・飲酒運転はやめよう お酒を飲んだら絶対に運転してはいけません。 	<ul style="list-style-type: none"> ・車道の左側を走ろう 自転車は車の仲間です。一部の例外を除いて車道の左端に寄って通行しましょう。 ・歩いている人を優先しよう 歩道は歩いている人が優先です。例外的に歩道を通行するときは、車道寄りをすぐに停止できる速度で走行し、歩行者の通行を妨げないようにしましょう。 ・ながら運転はやめよう 傘さし、スマホ、携帯、ヘッドホン使用などの「ながら運転」はやめましょう。また、二人乗りもやめましょう。 ・交差点では安全確認しよう 交差点では、信号や標識に従うだけでなく、徐行や一時停止するなど、安全を十分確認して通行しましょう。 ・夕方からライトをつけよう 夕暮れ時は事故が起きやすくなることから、暗くなる前に早めにライトを点灯しましょう。
<input type="checkbox"/> 私は、ちばサイクルールを守ります。	

表面の申請内容に記載漏れ、チェック漏れ等がないか、必ずご確認ください。

第2号様式

令和7年度船橋市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付可否決定通知書

第 年 月 日
年 月 日

様

船橋市長

年 月 日付で申請のあった自転車乗車用ヘルメット購入費補助金の交付について、下記の通り決定したので、通知します。

記

- 1 補助金を交付します。
- 2 補助金を交付しません。
(理由)

第3号様式

令和7年度船橋市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付決定取消通知書

第 年 月 日 号

様

船橋市長

年 月 日付 号の船橋市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金の交付決定について、下記の理由により取消したので、通知します。

記

取消しの理由

第4号様式

令和7年度船橋市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金返還命令書

第 年 月 日 号

様

船橋市長

年 月 日付 号の船橋市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金の交付決定について、下記の通り補助金の返還を命ずる。

記

返還すべき金額	円
返還期限	年 月 日
返還を命ずる理由	
返還方法	